

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月5日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第4号

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和元年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(年次休暇の基準)</p> <p>第13条 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の年次休暇の基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 第1号会計年度任用職員であって次に掲げるものが、<u>任用の日から起算して6月間継続勤務し、当該期間において全勤務日の8割以上出勤した場合</u> 任用の日から起算して6月を超えた日（以下「6月経過日」という。）から起算して1年を経過する日までの期間において10日</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(2) <u>前号に掲げる者が、任用の日から起算して1年6月以上継続勤務し、6月経過日から1年ごとに区分した各期間（以下「算定期間」という。）において全勤務日の8割以上出勤した場合</u> それぞれの算定期間の直後の1年間において、10日に別表第1の左欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤務期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数を加算した日数</p> <p>(3) 第1号会計年度任用職員であって次に掲げるものが、<u>任用の日から起算して6月間継続勤務し、当該期間において全勤務日の8割以上出勤した場合又は任用の日から起算して1年6月以上継続勤務し、算定期間において全勤務日の8割以上出勤し</u></p>	<p>(年次休暇の基準)</p> <p>第13条 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の年次休暇は<u>一会計年度ごとの休暇とし、その基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</u></p> <p>(1) 第1号会計年度任用職員であって次に掲げるもの<u>又は第2号会計年度任用職員</u> <u>継続勤務した会計年度の年数及び当該会計年度における任用期間に応じ、別表第1に定める日数</u></p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(2) 第1号会計年度任用職員であって次に掲げるもの <u>継続勤務した会計年度の年数及び当該会計年度における任用期間に応じ、別表第2に定める日数</u></p>

改正前	改正後
<p><u>た場合 6月経過日から起算して1年を経過する日までの期間又はそれぞれの算定期間の直後の1年間において、別表第2の左欄に掲げる1週間の勤務日又は1年間の勤務日の勤務日数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる任用の日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>(4) <u>第2号会計年度任用職員として任用された場合 任用の日から1年ごとに区分した各期間において、別表第3の左欄に掲げる任用の日から起算した継続勤務期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数</u></p> <p><u>2 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、当該年次休暇が付与された期間の直後の1年間に繰り越すことができる。</u></p> <p>（年次休暇以外の休暇の基準）</p> <p>第14条 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の年次休暇以外の有給休暇の基準は、<u>別表第4</u>の左欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間又は日数とする。</p> <p>2 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の年次休</p>	<p>ア・イ 略</p> <p>(3) <u>第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員であった者で、当該職員としての任期の満了後、同一年度の中途にこれらの職員として継続勤務することとなった者 同一年度の中途に第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員となる前の任用期間と後の任用期間とを合計した期間を第1号又は前号の任用期間とみなしてこれらの号の規定を適用した場合に得られる日数から前の任用期間において使用した年次休暇の日数を減じて得た日数</u></p> <p><u>2 各会計年度の最初の任用の日に継続勤務した会計年度の年数を算定する場合において、1年未満の端数があるときは、当該端数を1年とみなして継続勤務した会計年度の年数を算定する。</u></p> <p><u>3 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。以下この項において同じ。）は、20日を限度として、当該年次休暇が付与された会計年度の翌会計年度に繰り越すことができる。ただし、労働基準法第115条の規定により年次休暇を請求できる場合は、この限りでない。</u></p> <p>（年次休暇以外の休暇の基準）</p> <p>第14条 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の年次休暇以外の有給休暇の基準は、<u>別表第3</u>の左欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間又は日数とする。</p> <p>2 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の年次休</p>

改正前	改正後
<p>暇以外の無給休暇（次条及び第16条に規定する休暇を除く。）の基準は、別表第6の左欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間又は時間とする。</p>	<p>暇以外の無給休暇（次条及び第16条に規定する休暇を除く。）の基準は、別表第5の左欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間又は時間とする。</p>

別表第1を次のように改める。

別表第1（第13条関係）

継続勤務した会計 年度の年数 任用期間	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
1月に達するまでの期間	1日	1日	1日	1日	1日	2日	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	2日	2日	2日	2日	3日	3日	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	3日	3日	3日	4日	4日	5日	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	3日	4日	4日	5日	5日	6日	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	4日	5日	5日	6日	7日	8日	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	5日	6日	6日	7日	8日	9日	10日
6月を超える期間	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

別表第2を次のように改める。

別表第2（第13条関係）

(1) 1週間の勤務日が4日又は1年間の勤務日が169日以上216日以下である者

継続勤務した会計 年度の年数 任用期間	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
1月に達するまでの期間	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日
1月を超え2月に達するまでの期間	1日	1日	2日	2日	2日	2日	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	2日	2日	2日	3日	3日	3日	4日
3月を超え4月に達するまでの期間	2日	3日	3日	3日	4日	4日	5日

4月を超え5月に達するまでの期間	3日	3日	4日	4日	5日	5日	6日
5月を超え6月に達するまでの期間	4日	4日	5日	5日	6日	7日	8日
6月を超える期間	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日

(2) 1週間の勤務日が3日又は1年間の勤務日が121日以上168日以下である者

任用期間 \ 継続勤務した会計年度の年数	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
1月に達するまでの期間	0日	1日	1日	1日	1日	1日	1日
1月を超え2月に達するまでの期間	1日	1日	1日	1日	2日	2日	2日
2月を超え3月に達するまでの期間	1日	2日	2日	2日	2日	3日	3日
3月を超え4月に達するまでの期間	2日	2日	2日	3日	3日	3日	4日
4月を超え5月に達するまでの期間	2日	3日	3日	3日	4日	4日	5日
5月を超え6月に達するまでの期間	3日	3日	3日	4日	5日	5日	6日
6月を超える期間	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日

(3) 1週間の勤務日が2日又は1年間の勤務日が73日以上120日以下である者

任用期間 \ 継続勤務した会計年度の年数	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
1月に達するまでの期間	0日	0日	0日	0日	1日	1日	1日
1月を超え2月に達するまでの期間	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日
2月を超え3月に達するまでの期間	1日	1日	1日	1日	2日	2日	2日
3月を超え4月に達するまでの期間	1日	1日	1日	2日	2日	2日	2日
4月を超え5月に達するまでの期間	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日
5月を超え6月に達するまでの期間	2日	2日	2日	3日	3日	3日	4日

6月を超える期間	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
----------	----	----	----	----	----	----	----

(4) 1週間の勤務日が1日又は1年間の勤務日が48日以上72日以下である者

任用期間	継続勤務した会計年度の年数	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
1月に達するまでの期間		0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日
1月を超え2月に達するまでの期間		0日	0日	0日	0日	1日	1日	1日
2月を超え3月に達するまでの期間		0日	1日	1日	1日	1日	1日	1日
3月を超え4月に達するまでの期間		0日	1日	1日	1日	1日	1日	1日
4月を超え5月に達するまでの期間		0日	1日	1日	1日	1日	1日	1日
5月を超え6月に達するまでの期間		1日	1日	1日	1日	2日	2日	2日
6月を超える期間		1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

別表第3を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表第4 （第14条関係）		別表第3 （第14条関係）	
事由	期間又は日数	事由	期間又は日数
1～7 略		1～7 略	
8 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が親族の喪に服する場合	別表第5の左欄に掲げる死亡した者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数	8 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が親族の喪に服する場合	別表第4の左欄に掲げる死亡した者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数
9 略		9 略	
		10 妊娠中又は産後1年以内の女子の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度	次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める回数（当該保健指導又は健康診査を

改正前		改正後	
		<p><u>任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるために請求した場合</u></p>	<p><u>行う医師等に特別の指示を受けた場合には、いずれの区分についてもその指示された回数）で、1回につき1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間</u></p> <p><u>(1) 妊娠満23週までの期間 4週間に1回</u></p> <p><u>(2) 妊娠満24週から満35週までの期間 2週間に1回</u></p> <p><u>(3) 妊娠満36週から出産までの期間 1週間に1回</u></p> <p><u>(4) 産後1年までの期間 1年間に1回</u></p>
		<p><u>11 妊娠中の女子の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が交通機関を利用して通勤している場合において、その交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして請求した場合</u></p>	<p><u>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間</u></p>
<p>別表第5（第14条関係） 略</p>		<p>別表第4（第14条関係） 略</p>	
<p>別表第6（第14条関係）</p>		<p>別表第5（第14条関係）</p>	
	事由		期間又は時間
	事由		期間又は時間

改正前		改正後	
1～6 略		1～6 略	
<u>7 妊娠中又は産後1年以内の女子の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるために請求した場合</u>	次に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ次に定める回数（当該保健指導又は健康診査を行う医師等に特別の指示を受けた場合には、いずれの区分についてもその指示された回数）で、1回につき1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間 <u>(1) 妊娠満23週までの期間</u> <u>4週間に1回</u> <u>(2) 妊娠満24週から満35週までの期間</u> <u>2週間に1回</u> <u>(3) 妊娠満36週から出産までの期間</u> <u>1週間に1回</u> <u>(4) 産後1年までの期間</u> <u>1年間に1回</u>		
<u>8 妊娠中の女子の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が交通機関を利用して通勤している場合において、その交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして請求した場合</u>	<u>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間</u>		
<u>9・10 略</u>		<u>7・8 略</u>	

改正前		改正後	
<p><u>11</u> 略</p>	<p>一の年度において医師の証明書等に基づき、次に掲げる者の区分に応じて、それぞれ次に掲げる期間</p> <p>(1) 第1号会計年度任用職員 <u>別表第7</u>の左欄に掲げる1週間の勤務日又は1年間の勤務日の勤務日数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数の範囲内で最小限度必要と認める期間</p> <p>(2) 略</p>	<p><u>9</u> 略</p>	<p>一の年度において医師の証明書等に基づき、次に掲げる者の区分に応じて、それぞれ次に掲げる期間</p> <p>(1) 第1号会計年度任用職員 <u>別表第6</u>の左欄に掲げる1週間の勤務日又は1年間の勤務日の勤務日数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数の範囲内で最小限度必要と認める期間</p> <p>(2) 略</p>
<p><u>12</u> 略</p> <p>備考 略</p> <p><u>別表第7</u> (第14条関係)</p> <p>略</p>		<p><u>10</u> 略</p> <p>備考 略</p> <p><u>別表第6</u> (第14条関係)</p> <p>略</p>	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。